

使用しなくなった原動機付自転車・農耕車の 廃車手続きはお早めに！

みなさんのお宅に使わなくなった原動機付自転車、農耕車はありませんか？

これらは廃車手続きをしないと毎年4月1日時点の所有者に軽自動車税が課税されます。また、原動機付自転車、農耕車を他人に譲渡したときは、名義変更の手続きが必要です。役場財務課で早目の手続きをお願いします。

☆廃車手続きに必要なもの☆

- ・ ナンバー（紛失の場合でも廃車できますが、弁償金200円が必要となります。）
- ・ 所有者の印鑑

軽自動車及び二輪小型自動車は、役場で廃車・名義変更の手続きができません。
鳥取県軽自動車協会までお問い合わせください。

問い合わせ先

岩美町役場 財務課 ☎73 - 1413
鳥取県軽自動車協会 ☎28 - 7021
〒680 - 0913 鳥取市安長77-3

税を考える週間

11月11日～17日

今年のテーマ

「少子・
高齢社会と税」



期間中、国税庁ホームページに「特集コーナー」を開設します。是非、ご覧ください。

e - T a x は便利でお得！詳しくは、国税庁ホームページ
(<http://www.nta.go.jp>) へ。

来て、見て、感じ展：
鳥取市立中央図書館
(2階ギャラリー)

児童・生徒の税に関する習字や作文などを展示しています。(展示期間:11月10日から18日まで)

問い合わせ先 鳥取税務署 ☎22-2141

源泉所得税の年末調整説明会のご案内

平成19年分の年末調整の仕方や法定調書の提出方法等について、次のとおり説明会を開催します。

源泉徴収義務者の方は、是非参加してください。

日	時	会 場	対象者
11月19日(月)	13:30～15:00	智頭町総合センター 八頭郡智頭町智頭2076-2	鳥取市・智頭町の方
11月20日(火)	10:00～11:30	国府町中央公民館 鳥取市国府町庁380	鳥取市・岩美町の方
	13:30～15:00		
11月21日(水)	10:00～11:30		
	13:30～15:00		
11月22日(木)	13:30～15:00	郡家公民館 八頭郡八頭町宮谷80	八頭町・若桜町の方

(注) 1 当日は、「年末調整のしかた」及び「給与所得の源泉徴収票等の法定調書の提出の手引き」をご持参ください。

2 対象地域を決めさせていただいておりますが、ご都合の良い会場に参加していただいても差し支えありません。

問い合わせ先 鳥取税務署 ☎22-2141